

一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会と称し、英文では、The Japanese Society of Interventional Radiology (JSIR) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県東松山市元宿1丁目9番4号に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、画像ガイド下に行う治療目的手技である、インターベンショナルラジオロジー（以下、「IVR」と略す。）とこれに関連する分野の学術並びに技術の発展を図るとともに、国内外の研究と連携し、また国民への啓蒙活動を行い、もって人類の福祉に貢献することを目的とする

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究会、講演会および講習会等の学術的会合の開催
- (2) 学会誌およびIVRに関連する図書の刊行
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業で、公益目的に資する為に必要な事業

第3章 会員・社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、専門の学識と経験を有し、定められた年会費を納める者
 - (2) 准会員 当法人の目的に賛同し、看護、放射線技術等の専門知識の経験を有し、定められた年会費を納める者
 - (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した法人および団体
 - (4) 名誉会員 当法人の発展に特に功績があった者、学術大会長および永年理事を務めた者で、理事長または理事、学術大会長が理事会に推薦し、社員総会の議決を得た者
- 2 当法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人法（以下「一般社団・財団法人法」という。）第11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下同じ。）は、10名以上200名以内で、正会員の中から理事会で別に定める割合をもって選出される代議員をもって社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員選挙に立候補することができる者は、正会員である者が立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

- 6 代議員の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 7 欠員又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数が欠けた場合は、任期満了又は辞任により退任した代議員は、後任者が就任するまで、なお代議員としての権利義務を有する。
- 9 代議員は再任を妨げない
- 10 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、同法の社員となる代議員および役員（代表理事および理事、監事）と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般社団・財団法人法第 14 条第 2 項（定款の閲覧等）の権利
 - (2) 一般社団・財団法人法第 32 条第 2 項（社員名簿の閲覧等）の権利
 - (3) 一般社団・財団法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
 - (4) 一般社団・財団法人法第 129 条第 3 項（計算書類等の閲覧等）の権利

(入会)

- 第 6 条 正会員、准会員及び賛助会員となろうとする個人又は団体は、入会申込書に会費を添えて事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をする恐れがある者は入会を承諾しないことができる。
- 2 前項の規定により、入会の承諾をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、ただちにその旨を通知するとともに、すでに入金済みの会費を返却する。
 - 3 名誉会員として推薦された者は入会申込書に会費を添えて提出することを要せず、本人の承諾をもって足りる。

(退会)

- 第 7 条 会員又は社員は、いつでも所定の退会届を事務局に提出して、退会することができる。

(会員及び社員の資格喪失)

- 第 8 条 会員又は社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
 - (4) 2 年以上会費を滞納したとき
 - (5) 第 9 条の規定により除名されたとき
 - (6) 総社員の同意があったとき

(除名)

- 第 9 条 会員又は社員が次の各号の一に該当する場合には、第 19 条第 2 項に規定する社員総会の特別決議により除名することができる。
- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員又は社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から 1 週間前までに当該会員又は社員に通知し社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項の規定により会員又は社員を除名したときは、除名した会員又は社員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員又は社員の資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 10 条 会員又は社員が第 9 条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する会員又は社員とし

ての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
(入会金及び会費)

- 第 11 条 正会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 准会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 3 賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 4 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

- 第 12 条 第 9 条の規定により資格を喪失した会員又は社員が既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

- 第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることはできない。

(開催)

- 第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
 - 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の 1 週間前までに社員に対して、第 5 項各号に掲げる事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。
 - 4 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは前項の通知には、一般社団・財団法人法第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書面
 - 5 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

- (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
- (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (5) 各前号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長とする。

(議決権)

第 18 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なう。
 - (1) 会員又は社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 19 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めることにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

(社員総会規定)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会の決議において定める社員総会規則による。

第 5 章 役員

(役員)

第 24 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員の中からその候補者を選出し、社員総会の決議により選任する方法によることができる。ただし、理事は就任時の翌年 1 月 1 日現在、満 65 歳未満の者でなければならない。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、理事のうちから 2 名以内の副理事長を選任することができる。

(役員資格)

第 26 条 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、他の理事がその職務を代行するものとする。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第 30 条 理事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、いつでも社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）として支給することができる。

(役員 の 損害賠償責任 の 免除等)

第 32 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法律に定める要件に該当する場合には、法令の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承諾を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に定めるもののほか次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

(理事会規則)

第 39 条 理事会の運営に関する事項は、法務省令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議において定める理事会規則による。

第7章 その他の機関

(委員会)

第40条 理事会は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(学術集会長)

第41条 理事会は学術大会長（以下「会長」とする。）1名を選任する。

- 2 会長は理事会の委任に基づき学術集会を主催する
- 3 会長は任期中、理事会に出席することができる。
- 4 会長の任期は、定期学術集会終了の翌日より、次の定期学術集会までとする。
- 5 学術集会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める学術集会規則による。

第8章 財産及び会計

(剰余金の分配の制限)

第42条 この法人は、会員又は社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員又は社員その他の者に対し剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

- 2 前項に規定する他の公益法人又国若しくは地方公共団体は、第19条に規定する社員総会の決議により定めるものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から、翌年の2月末日の年1期とする。

(事業報告及び決算)

第45条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、第19条第2項に規定する社員総会の決議により変更することが出来る。

(解散)

第49条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第19条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

第10章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 事務局

(事務局)

第51条 この法人には、事務局を設置することができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議で定める。

第12章 雑則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

一般社団法人 日本 IVR 学会定款施行細則

【地方会規定】

第1条 本学会は6地区（北日本、関東、中部、関西、中国・四国、九州）の地方会と協力していく。会計処理は各地区ごとに精算する。

第2条 地方会の運営、その他については本学会の定めに沿うよう各地方会で定める。

【会員規定】

第3条（会費規定）

正会員の年会費は1万円とし、准会員は6000円、賛助会費の年額は1口5万円（1口以上）とする。但し、名誉会員は年会費を納めることを要しない。正会員の入会金は5000円とし、准会員は必要としない。

第4条（学会発表）

本学会学術総会での筆頭演者は正会員ならびに准会員に限る。

第5条（除名者の再入会）

会費滞納による除名者が再入会する際は、会員であった期間中の未納分の年会費を納めなければならない。また再入会する場合は、改めて新入会員として登録し、継続した会員とは認めない。

それ以外の者については、理事会においてその審議を諮る。

【代議員の選出】

第6条（資格）

1. 本学会の専門医であること。
2. 代議員の被選挙権並びに選挙権は当該選挙年度までの年会費を継続して納入している者。
3. 過去5年間に IVR に関する筆頭論文（総説を含む）または学術研究会などにおける筆頭発表、IVRに関する学術発表会での座長、シンポジスト等、あるいは IVR に関する講演の演者のいずれかの実績を3つ以上有するもの。

第7条（立候補）

1. 資格を有すると判断した者は、規定の立候補申込用紙に所定の事項を記載の上、選挙管理委員会に提出する。
2. 立候補は被選挙人の所属する地区より立候補する。所属地区は選挙当該年度の6月末現在の学会雑誌送付先によって定める。

第8条（選挙管理委員会）

担当理事と理事会の指名する各地区より1名の計6名の委員によって代議員選挙管理委員会を構成し、委員名を公示する。

第9条（資格の再確認）

代議員選挙管理委員会は、立候補者について、資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第10条（代議員数）

1. 代議員数は正会員の10%以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割り当てる。この按分比例数は選挙管理委員会で決定する。

2. 欠員分については、正会員が推薦した者を選考する。

第11条（選挙の基準と方法）

1. 選挙権有資格者は選挙当該年度の3月末現在の正会員とする。
2. 投票は正会員の所属する地区ごとに無記名、郵送法で行う。なお、選挙区について何らかの事由により変更を求める時は、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。
3. 選挙資格について疑義を申し立てるときは、事由を付して選挙管理委員会に届けるものとする。
4. 上記2～3の申し立て日時締め切りおよび投票に関する詳細は選挙管理委員会で定める。

第12条（日程）

選挙に関する日程は理事会で定める。

第13条（資格の喪失）

任期内に2年連続して代議員会を欠席した場合は、次回の被選挙権を喪失する。但し、特別の理由がある場合、本部に届出た際に、代議員会に代理を出すことができる。

【理事及び監事の選出】

第14条（資格）

1. 代議員の中で4月1日時点で満63歳未満のものとする。

第15条（理事の立候補）

資格を有するもので、理事候補者になろうとするものは、規定の立候補申し込み用紙に所定の事項、すなわち氏名、生年月日、施設名、経歴、所信を記載の上、選挙管理委員会に提出する。

第16条（選挙管理委員会）

理事選出については、代議員選出に当たった選挙管理委員会が、引き続きその任務を担当する。

第17条（資格の再確認）

選挙管理委員会は、立候補者について資格の再確認を行い、不適格者を除外する。

第18条（理事定数）

定数は15名を原則とする。

第19条（選挙の基準と方法）

選挙は代議員による投票とする。送られてきた立候補者の所信等を参考にして4名連記とし、無記名、郵送法にて行う。

第20条（理事の選出）

上位得票者15位までの候補者を選挙管理委員会が確認し、理事と決定する。ただし、立候補者が15名に達しない場合は、立候補者すべてを理事と承認する。

立候補者の欠員分については、正会員が推薦した者を選考する。

なお、理事長の互選は15名の理事全員が確定した上で行う。

第21条（監事の選出）

理事決定の後、理事に選出された者以外から代議員の投票により2名を選出する。

第22条（選挙に関する日程および公示）選挙に関する日程は理事会で定める。また選挙に関する公示は、学会誌に掲載する。

第23条（資格の喪失）

理事が2年連続して理事会を欠席した場合には去就については理事会で審議する。

但し、特別の理由がある場合、本部に届け出た際に理事会に代理を出すことが出来る。

第24条

この細則に定めがなく、代議員、理事、監事の選挙の実施に必要な事項は別に定める。

【選挙結果の公表】

第25条 理事、監事および代議員名は学会誌に公表する。

【委員会規定】

第26条 定款その他の規約で定めるもののほかは、委員会の組織、運営はこの規定による。

第27条 常置委員会は、財務、学術、教育、広報、編集、健保、防護、将来計画、看護師制度、専門医制度、国際、倫理、ガイドライン、安全管理委員会とする。

第28条 委員の選出は、原則として代議員の中から選考するものとする。また、原則として重任を避ける。

第29条 委員長、委員の任期は3年とし、再任は妨げない。任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条 本学会は理事会が必要と認めた場合には、専門領域の活動促進などを目的として、非常置委員会およびワーキンググループ（以下WG）を置くことができる。

第31条 WGの業務は理事会より諮問された事項の活動と答申とする。

第32条 WGの構成、運営は、定款第7章 委員会および本委員会規定に従うものとする。

第33条

この規定は、理事会および代議員会の議決によって変更することが出来る。

本細則は平成22年度代議員会終了後改定施行する。